マイナンバーカード(個人番号カード)の休日交付窓口を開設します。

■問い合わせ

▽休日交付・マイナンバーカードの交付について…市民課 № 2 3 - 3 0 8 0

マイナンバー制度全般について…定住企画課™23-3060

▽マイナンバー制度のコールセンター 120-95-0178(通話料無料)

マイナンバーカードの交付は、現在市役所開庁時の月曜日から金曜日まで行っていますが、仕事等で平日に来られない人を対象に次のとおり休日交付を実施します。

休日窓口 4月 29 日(金)(祝) · 30 日(土) 9 時 ~ 16 時

場所市民課(安来庁舎)

- ▶「交付通知書」が届いている人が対象です
- <対象>マイナンバーカードの申請を行った人のうち、市民課から「交付通知書」(はがき)が届いており、平日の受け取りができない人。
 - ※申請をしていても「交付通知書」が届いていない人は、マイナンバーカードの発行準備中のため交付はできません。(準備ができ次第はがきでお知らせします。)
 - ※「交付通知書」に記載された受取り期限 を過ぎた人も対象です。

<受け取りに必要なもの>

- ・市民課から届いた交付通知書(はがき)
- 通知カード
- ・住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)
- 本人確認書類
- ▶1点で確認するもの・・・・免許証・パスポート・ 在留カードなど主に顔写真つきの書類
- ▶ 2 点必要なもの・・・・保険証・介護保険証・各種医療受給者証・学生証・年金手帳・通帳など

<来庁前に確認ください>

- 15 歳未満の人は、法定代理人が同行してください。法定代理人も本人確認書類が必要です。
- ●原則本人のみ交付が可能です。ただし、本人が病気(入院)や身体に障がいがある人に限り代理人への交付も可能です。本人の顔写真つきの本人確認書類及び入院や施設等に入所していることがわかる書類などが必要です。詳しくは市民課までお問い合わせください。

マイナンバーカード申請方法

マイナンバーカードは、身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、 e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請などのサービスに利用でき、9月からは全国のコンビニで住民票などの証明書の取得ができるようになります。



郵便での申請

①「通知カード」の送付時に同封されている「個人番号カードの交付申請書」にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函。 ②市役所からはがきで届く「交付通知書」をもって、市役所(市民課)の窓口で受け取り。

マイナンバーカードの申請は任意です

(オンラインでの申請)

- ①スマートフォン等で顔写真を撮影し、申請用 ウェブサイトで申請。(「通知カード」の送付時 に同封されている「個人番号カードの交付申請 書」にORコードの記載があります。)
- ②市役所からはがきで届く「交付 通知書」をもって、市役所(市民課) の窓口で受け取り。



